『2019年版 史上最強の宅建士テキスト』お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。
※最新の版においては既に修正されている箇所もございますのでご了承下さい。（2019年6月17日現在）

●163ページ　保佐人の同意を要する「重要な財産上の行為」
誤：⑦贈与の申し出を…
　　⑧新築、…
　　⑨土地は5年、…
正：⑥贈与の申し出を…
　　⑦新築、…
　　⑧土地は5年、…

●164ページ　①補助人の4行目
誤：同意権（取消権）
正：同意権（取消権・追認権）

●164ページ　「覚えておこう」被補助人の保護者の権限の欄
誤：同意権・取消権または代理権
正：代理権または同意権（取消権・追認権）

●187ページの側注【当事者の例】
誤：債務者、保証人、後順位抵当権者、抵当権を設定した物上保証人。
正：債務者、保証人、抵当権を設定した物上保証人。

●200ページの側注【出る！】
誤：Ｂが甲と地をＣに…
正：Ｂが甲土地をＣに…

●204ページの側注【出る！】
誤：売主は催告をしないで…
正：貸主は催告をしないで…

●271ページ　③代物弁済の3行目
誤：代物返済が…
正：代物弁済が…

●293ページ　①借地上の建物の登記の3行目
誤：これでは、賃貸人の…
正：これでは、賃借人の…

●363ページ 8の「答え」
誤：〇
正：× 建築物の高さの最高限度または最低限度は、高度利用地区ではなく、高度地区で定めることができます。

●433ページ 4の「答え」
誤：〇　正：×

●479ページ　7の解説文6行目
誤：事後届出の…
正：事前届出の…

●別冊29ページ 問26の「正解」
誤：3
正：1（選択肢1が×、選択肢3が〇となります）